

北海道告示第 11506 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり家きんの所有者に対し、当該家きんを飼養する農場について、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため、緊急的に消毒を実施することを命ずる。

令和2年12月14日

北海道知事 鈴木 直道



(1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため

(2) 実施する区域

北海道一円

(3) 実施の期日

令和2年12月15日から令和3年1月31日まで

(4) 実施の対象となる家きんの種類及び範囲

実施する区域内で100羽以上の鶏、うずら、きじ、あひる、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養する農場及び10羽以上のだちょうを飼養する農場。

(5) 実施の方法

緊急消毒は、農場の出入口及び鶏舎周囲において消石灰を散布する。